



鳥取県雇用維持教育訓練経費補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた県内の事業者が雇用の維持を図るとともに新型コロナウイルス感染症の影響収束後の円滑な事業活動の回復等を目指し、従業員の教育訓練を行う場合に、教育訓練に要する経費の一部を補助金により支援します。

補助金概要

次の要件を満たす取組に対し、

対象経費の**3分の2**（1事業者あたり**最大100万円**/年度）を補助します。

応募資格

本補助金の対象となる事業者は、次に掲げるすべての要件を満たす事業者です。

1. 鳥取県内に事業所を有する者
2. 雇用調整助成金支給要領「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例」に規定する雇用維持要件を満たす者
3. その他一定の要件を満たす者

対象事業

本補助金の対象となる事業は、次に掲げるすべての要件を満たすものです。

1. 雇用調整助成金の支給決定を受けた教育訓練
2. 鳥取県内に有する事業所等の従業員に対し行う教育訓練
3. 従業員の技術等の習得や向上を目的とした教育訓練
4. その他一定の要件を満たす教育訓練

対象経費

本補助金の補助対象経費は、次に掲げる経費です。雇用調整助成金の訓練費は補助対象経費から除きます。

（対象経費）

講師謝金、講師旅費、受講料
従業員旅費（外部機関が実施する教育訓練に参加する場合に限る。）、教材費、会場使用料、機器等使用料、オンラインによる教育訓練の実施に必要なシステム導入費、パソコンその他備品の購入費
（システム導入費、備品購入費は75万円が対象経費の上限となります。）

※補助制度の詳細は鳥取県雇用維持教育訓練経費補助金交付要綱及び募集要領をご覧ください。

交付申請手続きについて

受付期間

予算の範囲内で随時補助事業の交付申請を受け付けます。

雇用調整助成金の支給決定を受けた日から起算して30日以内に交付申請してください。

提出方法

下記問合せ先に記載する場所へ次の書類を郵送等により提出してください。

1. 交付申請書、収支決算書（様式第2号）、実績報告書（様式第8号）
2. 雇用調整助成金の支給決定通知の写し
3. 雇用調整助成金の支給申請に関する書類の写し
4. 教育訓練の実施に要した経費がわかる証拠書類 等

補助金交付までの流れ

※**雇用調整助成金の支給決定から最短で3週間程度で補助金を交付**できます。

